

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令要綱

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年六月一日とすること。ただし、揮発性有機化合物の排出の規制等に係る規定の施行期日は、平成十八年四月一日とすること。